

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

**令和 1 年 10 月**

## 【法改正】2020 年 4 月より一般事務所が屋内禁煙へ

近年、公の喫煙場所も少なくなっていますが、喫煙者も禁煙者も混在する職場も多いものと推測されます。本年 1 月より、健康増進法の一部を改正する法律の改正により、①屋外や学校などで喫煙を行う場合の周囲への配慮義務、②学校、病院、児童福祉施設等における敷地内禁煙等について既に施行されています。それに加え来年 4 月より、**その他の事務所・飲食店等での原則屋内禁煙**となることになっています。違反の過料なども設定されており、改善が必要となる事業所様につきましては注意が必要です。

### 健康増進法改正の概要

#### 【第 1 種施設に係る受動喫煙対策】

敷地内禁煙とされる第 1 種施設とは、おもに学校や病院、児童福祉施設などです。敷地内は禁煙ですが、屋外の場所の一部のうち、法定の措置を講じた場所では喫煙が可能です。

#### 【第 2 種施設に係る受動喫煙対策】

**一般の事務所は第 2 種施設に該当します。そのほか、工場や飲食店等も該当します。**これらの施設が 2020 年 4 月から“原則”屋内禁煙となります。第 1 種施設では例外なく屋内は禁煙となりますが、第 2 種施設では一定の措置を講じた場所については例外的に喫煙が認められています。会社内に喫煙者がいる場合で、休憩時間などに休憩室での喫煙を認める場合などは、下記のような措置を行う必要があります。

#### 【措置の内容】

下記①～③に該当する「基準適合室」を設置すれば、その場所を専ら喫煙することが出来る場所として指定することが出来るとされています。

- ①出口において、室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m 毎秒以上であること
- ②たばこの煙（蒸気を含みます）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等で区画されていること
- ③たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されていること

また、基準適合室の出入口、第 2 種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に必要事項を記載した下記の①、②の標識を掲示する必要もあります。（これを法律上、喫煙専用室といいます。）

#### ①喫煙専用標識

- ・この場所が専ら喫煙とすることが出来る場所である旨
- ・この場所への 20 歳未満の者の立ち入りが禁止されている旨

#### ②喫煙専用室設置施設等標識

- ・喫煙専用室が設置されている旨

なお、上記②の標識の掲示に違反した場合、50 万円以下の過料に処せられることが規定されています。また、20 歳未満の労働者がいる場合の立ち入り制限など、事業所内喫煙を認める場合には早めのご準備が必要です。

## 【判例】日本郵便事件

### 【事件の概要】

日本郵政に勤務していた時給制契約社員（6箇月以内の有期雇用）である原告Xが、無期雇用の正社員と同一の業務に従事しているにもかかわらず、休暇や手当などの労働条件が相違していることについて労働契約法 20 条に違反しているとして、労働契約法 20 条に基づき、正社員の労働条件との間に生じた差額の支払い②民法の不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めた事例です。

### 【判決の趣旨】

東京高裁は、時給制契約社員が特定の定型業務のみに従事し、担当業務が変更される可能性が極めて低く、責任の度合いも正社員より限定されていることや配置転換や昇任昇格も無いことなどを理由に、争われたほとんどの手当で不合理性を否定しました。しかし、休暇制度や手当の一部については労働契約法 20 条違反があったと認めています。不合理性が肯定された手当は下記の通りです。

手当・休暇の名称	不合理性の根拠
住居手当	・一般職も転居を伴う転勤は予定されておらず、住居に要する費用について時給制契約社員と同程度のため、時給制契約社員にのみ不支給であることは不合理である。
年末年始勤務手当	手当の趣旨は、最繁忙期である年末年始に勤務することの対価であるため、同様に年末年始も勤務していた時給制契約社員に支給しないことは不合理である
夏期冬期休暇	・夏期冬期休暇は、世間一般的に広く受け入れられている慣習的制度である。 ・職務内容に直結する手当では無いため、夏期冬期休暇について差異を設ける必要は無く、時給制契約社員にのみ不支給とすることは不合理である。
病気休暇	健康保持のための制度であり、時給制契約社員について、更新を繰り返して勤務期間がどれだけ長期間になった場合でも病気休暇が付与されないことは不合理である。

## — 注目の助成金

### キャリアアップ助成金（健康診断制度コース）

#### 概要

有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上を実施した場合に助成します。

#### 対象となる労働者

下記①～④すべてに該当する必要があります。

- ① 支給対象事業主に雇用されている有期契約労働者等であること。
- ② 雇入時健康診断もしくは定期健康診断または人間ドックを受診する日に、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること。
- ③ 健康診断制度を新たに設け実施した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族※2以外の者であること。
- ④ 支給申請日において離職※3していない者であること。

#### 支給額

**1事業所当たり 38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）**

※<>は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）内は大企業の額

※1事業所1回のみ助成金です。

**お問い合わせは当法人まで！**